

神奈川労働保険指導協会だより

平成31年新春号



そういう世の中を目指すことに他なりません。

その一方で、企業としても国としても働き過ぎないように残業を規制していくことは当然であります。

あけまして
おめでとうございます

旧年中は当協会の職員・役員一同
に対し、格別のご厚情を賜り、誠に
ありがとうございました。
厚く御礼申し上げます。

昨年一年間を振り返りますと、「働き方改革」というテーマで国を挙げて議論がなされました。その中で「人間の働き方とはいかにあるべきか」ということに焦点が当たる等、ますます働き方に関心が集まっています。

今後の日本にとって、「豊かな人生を送るために働くことの他に生きがいを見つけ、そういったことに時間を配分していくこと」が大切になつてまいります。

こうしたワークライフバランスを考えながら、今後も元気よく生きていきましょう。

本年もよろしくお願ひ致します。

職員・役員一同

働き方というのは、我々ひとりひとりが満足した働き方を追求していく、

253p.. 知つておきたい
外国人雇用の法的ルール

4p.. 法律により時間外労働が規制されます
(中小企業は2020年4月~)

5p.. 働き方改革関連法の概要

6p.. 有給休暇の消化義務 (今年4月より)

外国人
雇用

働き方
改革

法改正
7p.. 雇用保険にマイナンバー
・産前産後の保険料免除
・無期労働契約の申込権

8p.. 社会保険に加入しましょう

当会にて社会保険（健康保険・厚生年金）のお手続きをしております。詳しくは当会へ。

045-625-3616(代)

会長の西村と所員がブログを更新しております。下記をご覧ください。

「神奈川労働保険指導協会ブログ」「西村治彦の日記」「西村社会保険労務士事務所だより」